

令和4年度厚生労働行政推進調査事業費補助金

(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))

「公的年金制度の所得保障機能・所得再分配機能に関する検討に資する研究 (21AA2008)」

分担研究報告書

現行の障害年金および遺族年金の課題とその改革の方向性

研究分担者 百瀬 優 流通経済大学経済学部教授

研究要旨

本研究では、障害年金及び遺族年金の見直しに向けて、2つの研究を行った。

第一に、障害年金について、以下のような研究を行った。まず、日本の障害年金において、保険事故の発生時点が初診日とされていることの理由を整理した。次に、現行の障害厚生年金の被保険者要件によって、過去に厚生年金保険料を納付していた場合でも、初診日の僅かな違いで障害年金の受給に大きな格差や不利益が生じてしまうことがあることを確認した。最後に、諸外国における障害年金の支給要件も踏まえて、障害厚生年金の被保険者要件について、どのような方向性で見直すべきかを論じた。

第二に、遺族年金について、以下のような研究を行った。まず、遺族年金の性格を4つに整理し、日本の遺族年金が、どの性格を重視した制度となっているのかを確認した。次に、遺族年金を取り巻く環境の変化を踏まえて、これからの制度の在り方として、①遺族厚生年金の支給要件などに残る男女差を解消していく、②遺族配偶者の性別を問わずに、遺族の生活の立て直しを図るための一時的支援としての性格も重視する、③中長期的な所得保障という性格は、遺族配偶者に子がいる場合など、遺児のいる世帯に重点を置く、④高齢遺族に対する遺族厚生年金の支給方法を見直す、という4つが考えられることを指摘した。最後に、現行制度に関わる論点をいくつか取り上げて、その課題と改革の方向性について論じた。

A. 研究目的

2022年10月から社会保障審議会年金部会が次回の2025年の年金改正に向けた議論を開始している。今回の年金部会では、障害年金および遺族年金に関する検討も行われる見込みである。このような状況を背景として、本研

究は、現行の障害年金および遺族年金の課題とその改革の方向性に関する検討を行った。

B. 研究方法

B-1 障害厚生年金の被保険者要件の見直し
文献調査をもとに、日本の障害年金におい

て、保険事故の発生時点が初診日とされていることの理由を確認した。また、現行の障害厚生年金の被保険者要件によって生じている問題を整理した。さらに、海外の障害年金に関するインタビュー調査をもとに、諸外国における障害年金の支給要件を整理した。最後に、海外の状況も参考にしながら、障害厚生年金の被保険者要件の見直しについて検討した。

B-2 遺族年金の性格と現行制度の課題

文献調査をもとに、遺族年金の性格を4つに整理し、日本の遺族年金がどの性格を重視した制度となっているのかを確認した。次いで、遺族年金を取り巻く環境がどのように変化しているのかを整理し、それをもとに、今後の制度の在り方について検討した。最後に、現行制度に関わる論点をいくつか取り上げて、その課題と改革の方向性について論じた。

C. 研究結果

C-1 障害厚生年金の被保険者要件の見直し

日本の障害年金は、発病日、初診日、障害認定日のうち、初診日が保険事故の発生時点とされている。発病日については、その判断が技術的に難しいこと、障害認定日については、逆選択が生じる可能性があることが、保険事故の発生時点とされなかった理由である。

初診日が保険事故の発生時点とされているため、障害厚生年金では、初診日において厚生年金保険の被保険者であること(被保険者

要件)が支給要件の1つとなっている。その結果として、①発病日が厚生年金保険の被保険者期間中にあったが、初診日が退職後(被保険者資格喪失後)になったケース、②厚生年金保険の被保険者であった者が、一時的な離職期間中や転職活動期間中などに傷病を負い、初診日がそれらの期間中になったケース、③長期間にわたって厚生年金保険料を納付していたが、初診日が退職後(被保険者資格喪失後)になったケースなどで、障害厚生年金が支給されない。そのことが障害者の所得保障に格差や不利益を生んでいる可能性がある。

一方で、ドイツの一般年金保険の障害年金では、保険事故発生時に一般年金保険の被保険者であることが支給要件とはされていない。また、フランス、スウェーデンの制度では、保険事故の発生時に被保険者資格を有する場合に保険給付を行うことを原則としつつも、保険事故の発生が被保険者資格喪失後であっても、喪失後1年以内までであれば、保険給付の対象としている。

C-2 遺族年金の性格と現行制度の課題

遺族年金の理念を一言で表すのであれば、遺族に対する生活保障になるが、この給付が有する性格は1つではなく、①遺族の生活変化に対する一時的支援、②現役期遺族や遺児に対する中長期的な所得保障、③高齢遺族に対する老齢年金の代替・補足、④死亡した者が獲得した年金受給権の遺族への継承

の4つに整理することができる。

日本の遺族基礎年金は、②の性格を有する一方で、③の性格を有していない。遺族厚生年金は、遺族が妻である場合、②の性格と③の性格を強く有するとともに、①の性格も部分的に有している。遺族が夫である場合、②の性格や③の性格は限定的であり、①の性格は考慮されていない。また、かつての遺族厚生年金は④の性格が強かったが、現在は、その側面は弱くなっている。

このような遺族年金のあり方は固定的なものではなく、社会の変容にあわせて修正していくべきものと考えられる。とりわけ、遺族年金の見直しを迫る環境の変化として、①女性の労働力率の上昇や男女間賃金格差の縮小、②厚生年金保険料を納付する女性及び老齢厚生年金を受給する女性の増加、③世帯のあり方の多様化の三点が挙げられる。

以上のような環境の変化を踏まえれば、これからの遺族年金のあり方として、①遺族厚生年金の支給要件などに残る男女差を解消していく、②遺族配偶者の性別を問わずに、遺族の生活の立て直しを図るための一時的支援としての性格も重視する、③中長期的な所得保障という性格は、遺族配偶者に子がいる場合など、遺児のいる世帯に重点を置く、④高齢遺族に対する遺族厚生年金の支給方法を見直すという4つが考えられる。

D. 考察

D-1 障害厚生年金の被保険者要件の見直し

現行制度の問題点と諸外国の状況を踏まえれば、障害厚生年金の被保険者要件に関する見直しの方向性として、以下の2案が考えられる。いずれの案でも、障害厚生年金の支給に当たっては、現行の保険料納付要件や障害要件を満たすことを前提としている。

①案は、「厚生年金被保険者資格喪失後も、喪失後一定期間内に初診日がある場合は、被保険者要件を満たすものとして、障害厚生年金を支給する。」という方向性である。②案は、「厚生年金保険料を一定期間以上納付していれば、初診日が厚生年金被保険者資格喪失後であっても、被保険者要件を問わずに、障害厚生年金を支給する。」という方向性である。

ただし、保険事故の発生が被保険者期間から大きく外れている場合にまで、保険給付の対象とすることは困難であると考えられることから、基本的には、①案の方向性で、障害厚生年金の被保険者要件の見直しを検討すべきと思われる。

D-2 遺族年金の性格と現行制度の課題

遺族年金を取り巻く環境の変化を踏まえれば、現行の遺族年金の主な課題として、①遺族厚生年金の支給要件の男女差、②子のいない遺族配偶者に対する遺族厚生年金の支給期間、③子のいる遺族配偶者に対する遺族年金のあり方、④生計維持要件、⑤高齢遺族に対する遺族年金の5つが挙げられる。

今後の方向性として、①については、現存する男女差を解消すること、②については、子のいない遺族配偶者に対する遺族厚生年金を男女ともに有期給付とすること、③については、遺児に着目した中長期的な所得保障としての役割を今後も堅持すること、④については、収入要件以外での年金額の調整あるいは収入要件の廃止、⑤については、遺族厚生年金と老齢厚生年金の調整方法の見直しなどが考えられる。

E. 結論

障害厚生年金の被保険者要件については、保険原理を重視すれば、その見直しは簡単ではない。しかしながら、①障害年金の支給対象となる障害の中心が外部障害から内部障害・精神障害に移行した結果、発病日と初診日が大きくずれる可能性が高まっていること、②制度間格差が存在するために、初診日が僅かに厚生年金保険の被保険者期間を外れているだけで、障害年金の受給に大きな格差や不利益が生じていること、③社会保険が私保険とは異なる原理も有する制度であることなどから、スウェーデンやフランスのような延長保護の仕組みを取り入れることが望ましいと考えられる。

遺族年金については、本研究で取り上げることのできなかつた論点も含めて、社会経済状況の変化に合わせた見直しが求められる。とりわけ、次回の年金改正に際しては、十分な移行措置・経過措置を設けることを前提として、

遺族厚生年金の支給要件の男女差の解消と子のいない遺族配偶者に対する遺族厚生年金の有期化(の範囲拡大)の2点が大きな検討課題になると思われる。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表

・百瀬優「遺族年金の性格と現行制度の課題」『年金と経済』41(3)、3-9頁、2022年。

2. 学会発表

なし

H. 知的所有権の取得状況の出願・登録状況

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし